

普通株主様による種類株主総会招集ご通知

日 時：平成28年6月23日（木曜日）
午後3時30分（受付開始 午後2時30分 予定）

場 所：大阪市西区新町1丁目14番15号
オリックス劇場

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

- 本種類株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ご出席の株主様が多数の場合、オリックス劇場内の別室にご案内させていただくことがあります。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 本種類株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙（ピンク色）を会場受付にご提出ください。

【ご注意】第122期定時株主総会について

- 本種類株主総会とは別に、同日午前9時30分より第122期定時株主総会が開催されます。お間違いにならないようご注意ください。
- 本種類株主総会は、平成28年5月15日を基準日として議決権を有している株主様を対象といたします。定時株主総会は、平成28年3月31日を基準日として議決権を有している株主様を対象といたします。
- 両時点で議決権を有している株主様には、本種類株主総会の招集ご通知・議決権行使書用紙（ピンク色）とは別に、白色の封筒で定時株主総会の招集ご通知・議決権行使書用紙（白色）もお送りしております。平成28年3月31日時点で議決権を有していない株主様には、本種類株主総会の招集ご通知・議決権行使書用紙（ピンク色）のみをお送りしております。
- 本種類株主総会の議決権行使書用紙（ピンク色）では、定時株主総会にご出席いただくことはできません。

株 主 各 位

大阪市阿倍野区长池町22番22号
シャープ株式会社
取締役社長 高橋 興三

普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午後3時30分
2. 場 所 大阪市西区新町1丁目14番15号
オリックス劇場
3. 目的事項
決 議 事 項
議 案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (2) インターネット等による方法で複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。
- (3) 上記のほか、議決権の行使に関する事項は3頁から4頁をご参照ください。

以 上

-
- 受付開始時刻は午後2時30分を予定しておりますが、同日午前9時30分より開始の第122期定時株主総会の開催状況によっては遅れることがあります。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 - ご出席の株主様が多数となった場合は、オリックス劇場内の別室にご案内させていただくことがあります。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。(http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/)
 - 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席 される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成28年6月23日（木曜日）
午後3時30分



書面により議決権 を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

平成28年6月22日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネットにより議決権を行使 される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

※詳細については次頁をご参照ください。なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

行使期限

平成28年6月22日（水曜日）
午後5時まで



議決権行使書のご記入方法のご案内

<p>議決権行使書 株主番号</p> <p>シャープ株式会社 御中</p> <p>私は、平成28年6月23日開催のシャープ株式会社普通株主総会による機関株主総会（機関会または総会を含む。）の議決につき、右記（賛否を〇印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>平成28年6月 日</p> <p>議決権行使書の様式の様式がない場合は、書き添えの用紙を提出してください。</p> <p>また、電子とインターネットによる議決権行使は、インターネットによる議決権行使を優先して行使いたします。</p> <p>シャープ株式会社</p>	<p>議決権行使書</p> <p>賛成 〇</p> <p>否 〇</p>	<p>お願い</p> <ol style="list-style-type: none"> 株主総会にご出席、ご参加しない場合は、この議決権行使書用紙を「賛否」を〇印で記入し、平成28年6月22日午後5時までに到着するよう返送してください。 賛否の〇印は、用紙の丸ペン先により、はっきりと〇印を記入してください。 議決権行使ウェブサイトでの行使による場合は、下記記載のウェブサイトにて議決権行使コードとパスワードを必ず入力の上、平成28年6月22日午後5時までに投票ください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。 <p>議決権行使ウェブサイト http://www.it-soukai.com/ 議決権行使コード 9999-9999-9999-9999 パスワード XXXXXXXX</p> <p>シャープ株式会社</p>
--	--------------------------------------	---

株主総会にご出席の際は、この用紙の右半部を切り取りそのまま会場受付にご提出ください。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

賛成の場合 ———— **「賛」** の欄に〇印

否認する場合 ———— **「否」** の欄に〇印

インターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- 1) 書面による議決権行使に代えて、パソコン又は携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の株主様は、同封の議決権行使書用紙右下に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

当社指定のURL : <http://www.it-soukai.com>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- 2) 議決権行使コード及びパスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は、本種類株主総会に関してのみ有効です。
- 3) インターネットに関する費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使についてご不明な点は、株主名簿管理人 **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

- 1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (土日休日を除く 午前9時～午後9時)
- 2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (土日休日を除く 午前9時～午後5時)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 新たな種類の株式であるC種種類株式の発行を可能とするために、C種種類株式に関する規定の新設等を行うものであります。(変更案第6条、第6条の4、第8条)

なお、本定款変更の効力の発生は、第122期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)において定款の一部変更の議案が原案どおり承認可決され、普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会それぞれにおいて本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

C種種類株式を発行する理由は、次のとおりであります。

当社は、平成27年3月期に大幅な赤字を計上するに至り、将来にわたって環境変化に揺らぐことのない安定的な事業基盤を構築するため、平成27年5月14日に「2015～2017年度 中期経営計画」を発表し、着実に実行してまいりました。しかし、平成28年3月期連結業績については、ディスプレイデバイス事業において期初の想定をはるかに上回る中国市場向けのスマートフォン用液晶の販売減や価格競争激化による単価ダウンの影響があったことをはじめ、その他の事業でも当社を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、2期連続して赤字を計上することとなりました。また、このような状況のため設備等への新たな投資を抑えざるを得ない状況が続いており、今後、売上拡大、コスト競争力の確保を図ることができず、さらに財務状況が悪化することが懸念されます。

このような状況を打開するため、第三者割当による株式発行(以下、「本第三者割当増資」といいます。)を行うことを検討してまいりました。結果、当社の成長に向けた投資を十分に行いうる出資額であり、当社の財務体質の改善にも大きく貢献すること、液晶事業においては当社と相互補完的な関係にあり、同事業における協業を通じた当社事業の更なる競争力強化が見込まれるとともに、他の事業においても、世界トップクラスのEMSとしての製造技術の活用により、当社の生産性やコスト競争力の更なる強化が期待できるなど、事業面でのシナジー効果が大きいと考えられたこと等から、鴻海精密工業股份有限公司他3社に対して普通株式及びC種種類株式を発行することにより資金を調達することがベストであると判断しました。

なお、本第三者割当増資により発行する募集株式の内容は、後記「募集株式の内容」のとおりであります。

(2) A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行並びにC種種類株式の取得条項の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。(変更案第6条)

なお、本定款変更の効力の発生は、本定時株主総会において付議する第三者割当による募集株式の発行に係る普通株式及びC種種類株式すべてが発行されることを条件とするものであります。

(ご参考) 募集株式の内容

a.募集株式の種類	普通株式	C種種類株式 なお、C種種類株式の内容につきましては、後記「2. 変更の内容」をご参照ください。
b.募集株式の数	3,281,950,697株	11,363,636株
c.払込金額	1株につき88円	1株につき8,800円
d.払込金額の総額	288,811,661,336円	99,999,996,800円
e.増加する資本金及び資本準備金	資本金 144,405,830,668円 (1株につき44円) 資本準備金 144,405,830,668円 (1株につき44円)	資本金 49,999,998,400円 (1株につき4,400円) 資本準備金 49,999,998,400円 (1株につき4,400円)
f.発行方法	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。 鴻海精密工業股份有限公司 1,300,000,000株 Foxconn (Far East) Limited 915,550,697株 Foxconn Technology Pte. Ltd. 646,400,000株 SIO International Holdings Limited 420,000,000株	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 鴻海精密工業股份有限公司 11,363,636株
g.払込期日	平成28年6月28日から平成28年10月5日まで	平成28年6月28日から平成28年10月5日まで

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50</u>億株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>50</u>億株</p> <p>A種種類株式 20万株</p> <p>B種種類株式 2万5,000株</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>100</u>億株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>100</u>億株</p> <p>A種種類株式 20万株</p> <p>B種種類株式 2万5,000株</p> <p><u>C種種類株式 1,136万3,636株</u></p> <p><u>(C種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の4 当社の発行するC種種類株式の内容は、次項から第8項までに定めるものとする。</u></p> <p><u>②剰余金の配当</u></p> <p>当社は、ある事業年度に属する日を基準日として剰余金の配当をするときには、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下、「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下、「C種種類株主等」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主等と同順位で、C種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に第5項第2号に定める取得比率を乗じた額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりC種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「C種種類配当金」という。）を行う。なお、C種種類配当金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、C種種類株式1株当たりにつき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額に第5項第2号に定める取得比率を乗じた額の金銭による残余財産の分配（かかる分配によりC種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「C種残余財産分配金」という。）を行う。なお、C種残余財産分配金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>④議決権</p> <p>C種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会及びC種種類株主を構成員とする種類株主総会において、議決権を有しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>⑤普通株式を対価とする取得条項</p> <p>1. <u>当社は、平成29年7月1日以降、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、C種種類株式1株当たりにつき、第2号に定める取得比率を乗じた数の普通株式を交付するのと引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。なお、C種種類株式の一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきC種種類株式を決定する。</u></p> <p>2. <u>C種種類株式の取得比率は100とする。</u></p> <p>⑥譲渡制限</p> <p><u>C種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>⑦株式の併合又は分割、株式無償割当て等</p> <p>1. 当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、C種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。</p> <p>2. 当社は、株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）無償割当てを行うときは、C種種類株主に対し、C種種類株式の株式無償割当て又はC種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、普通株式を有する株主に対して行う普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てと、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数を同一にすることを含む。）で行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3. <u>当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行（自己株式の処分を含む。）又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行（自己新株予約権の処分を含む。）を行うときは、C種種類株主に対し、C種種類株式又はC種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、普通株式を有する株主に対して与える普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利と、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数を同一にすることを含む。）で、実質的に公平な払込金額又は新株予約権の行使に際して出資される財産の価額により与える。</u></p> <p>4. <u>前各号に定める場合を除き、当社は、C種種類株式について株式の分割若しくは併合又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てを行わず、また、C種種類株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式及びB種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p>	<p>⑧自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</p> <p>当社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p>

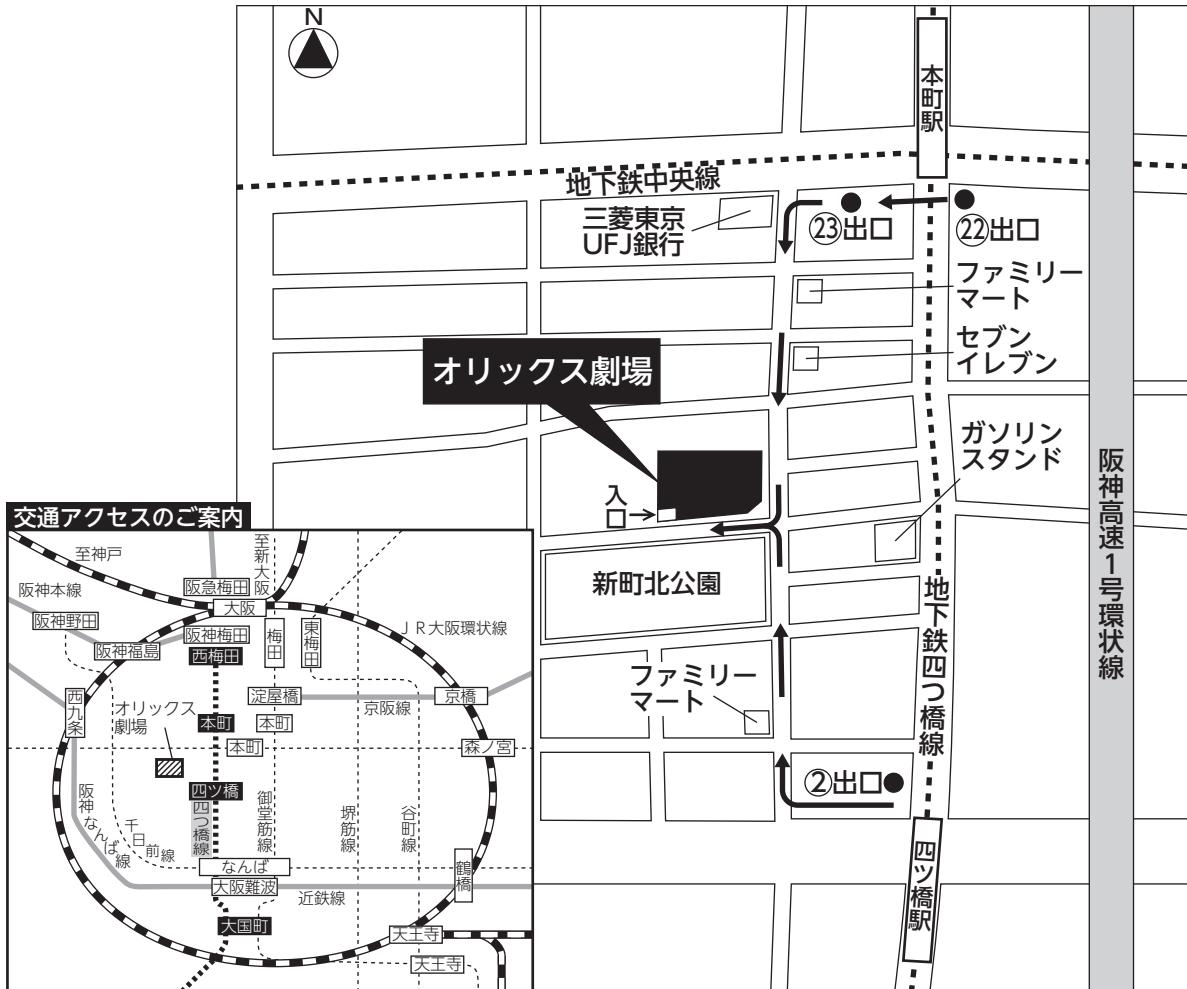
以 上

株主総会会場ご案内図

【最寄駅】

- 大阪市営地下鉄四つ橋線「本町駅」：②、③出口から徒歩約7分
- 「四つ橋駅」：②出口から徒歩約5分

※四つ橋線へは、JR大阪駅方面からお越しの場合は「西梅田駅」、JR天王寺駅方面からお越しの場合は地下鉄御堂筋線をご利用の上、「大国町駅」での乗り換えが便利です。
なお、送迎バスの運行はございませんので、ご了承願います。



※ 当会場には、駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。